

一般競争入札公告

沖縄県立八重山病院が発注する、「バッテリー式ハンドピースドリル一式の購入に係る契約」について、一般競争入札（以下、「入札」とする）に付するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 19 日

沖縄県立八重山病院長 和氣 亨

1 入札に付する事項

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 件 名 | バッテリー式ハンドピースドリル一式の購入に係る契約 |
| (2) 購入する物品名称及び数量 | 入札説明書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和 5 年 7 月 31 日（月） |
| (4) 納入場所 | 沖縄県立八重山病院：石垣市真栄里 584-1 |

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年沖縄県告示第 69 号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、登録業種が医療機器であること。
- (2) 購入物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、保

守、点検整備の体制及び物品等の供給体制が確立されており、かつ故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 入札に参加することができない者

次の各号に掲げる要件に1つでも該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間の範囲で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされた者でないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (3) 一般競争入札参加資格確認を申請する日の前の直近2年間に国税、県税及び市税の滞納がある者。
- (4) 一般競争入札参加資格確認を申請する日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、指名除外の措置を受けた者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員や反社会的あるいは公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者。

4 申請書等の提出及び入札参加資格の確認

入札に参加希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に「(3) 申請書等の提出場所」で記す場所に提出しなければならない。申請書等の提出に係る一切の費用は、申請

者の負担とする。

(1) 提出書類

- ① 申請書等提出確認票
- ② (第1号様式) 一般競争入札資格確認申請書
- ③ 法人登記簿の写し(最新のもので、6ヵ月以内に交付されたもの)
- ④ 沖縄県物品管理課より通知される「審査結果通知書」の写し
- ⑤ 直近の貸借対照表、損益計算書、その他財産及び損益の状況を示す書類
- ⑥ 入札参加資格確認を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に
関し滞納がないことを証する書類
- ⑦ (第2号様式) 同種・同規模契約の履行実績を証する資料

(2) 申請期間

令和5年5月18日(木)から 令和5年5月26日(金)まで
午前9時から午後5時まで(土日祝祭日を除く)

※申請期間経過後の申請書等の提出は、一切受け付けない。

(3) 申請書等の提出場所

〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里584-1

沖縄県立八重山病院 総務課設備・調達係 医療機器担当(電話:0980-87-5557)

(4) 申請書等の提出方法

持参若しくは郵送(書留もしくは特定記録郵便による)で提出すること。FAX及び
電子メールによる提出は受け付けない。なお提出された書類は、返却しない。

(5) 入札参加資格要件の確認結果通知

電話及び書面により通知する。(令和5年5月29日までに通知)

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき、資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があった場合は、遅延なく資格審査申請事項変更届（任意様式）を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称
- ② 住所又は所在地及び電話番号
- ③ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- ④ 使用印鑑
- ⑤ 法人にあっては資本金

(8) 資格の取り消し等

- ① 入札参加資格の要件を満たすと確認された者が、本公告の「3 入札に参加することができない者」の各号で該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
- ② 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札会場

沖縄県石垣市真栄里 584-1 沖縄県立八重山病院 第1講堂

(2) 入札日時

令和5年5月30日（火） 11時 00分

6 入札及び契約手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額（消費税含む）の 100 分の 5 以上の入札保証金を指定する口座に一括納付をするか、これに代わる担保を提供すること。ただし、次の各号に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立八重山病院 院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行した実績を証する書類を提出する場合。

8 入札書に記載する金額

入札金額については、仕様書に定める一切の費用を含めた金額とする。落札の決定にあたっては、入札書（第 5 号様式）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状（第4号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届（第6号様式）を「4（3）申請書等の提出場所」に郵送又は持参により提出すること。

10 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上のものから委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札した場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお原則として再度入札は2回のみとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業施行令第21条の14第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

12 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

13 入札に関する質問

質問については、質問書(第3号様式)に質問事項を記載の上、次のとおり提出する。質問事項なければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

令和5年5月19日(金)から 令和5年5月25日(木)まで
午前9時から午後5時まで(土日祝祭日を除く)

(2) 提出場所

〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里 584-1

沖縄県立八重山病院 総務課設備・調達係 医療機器担当

電話：0980-87-5557 FAX：0980-87-5835

(3) 提出方法

持参又は郵送、FAX による。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

FAX またはメールにて回答する。(令和5年5月26日までに回答(予定))